

所得税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 次に掲げる届出書等について、記載事項の簡素化を行うこととする。(第36条の4、第55条、第66条、第78条、第99条関係)
 - (1) 青色専従者給与に関する届出書
 - (2) 青色申告承認申請書
 - (3) 青色申告書による申告をやめる旨の届出書
 - (4) 納期の特例に関する承認の申請書
 - (5) 給与等の支払をする事務所の開設等の届出書

(注) 上記(1)及び(2)の改正は令和9年分以後の所得税について、上記(3)の改正は令和8年分以後の所得税について、上記(4)の改正は令和9年1月1日以後に支払うべき給与等及び退職手当等について、上記(5)の改正は令和9年1月1日以後の事務所の開設等について、それぞれ適用する。(附則第2条、第5条、第6条、第9条、第14条関係)
- 2 給与所得者の特定支出の控除の特例について、対象となるキャリアコンサルタントにより証明がされる次に掲げる支出をした場合における確定申告書等に添付すべきその支出を証する書類の記載事項の細目を定めること等とする。(第36条の5関係)
 - (1) 職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修(人の資格を取得するためのものを除く。)のための支出(雇用保険法に規定する教育訓練に係る部分に限る。)
 - (2) 人の資格を取得するための支出で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なもの(雇用保険法に規定する教育訓練に係る部分に限る。)
- 3 確定申告において国外居住扶養親族等に係る扶養控除等の適用を受ける居住者が確定申告書に添付等をすべき書類の範囲に、電子決済手段等取引業者の電子決済手段の移転によって当該居住者から当該国外居住扶養親族等に支払をしたことを明らかにする書類等を加えることとする。(第47条の2関係)

(注) 上記の改正は、令和6年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用する。(附則第4条関係)
- 4 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予等について、非上場株式等の要件の細目、当該非上場株式等を担保として供する場合に納税地

の所轄税務署長に提出する書類等を定めることとする。(第52条の2、第52条の3関係)

- 5 給与等に係る源泉徴収において国外居住親族に係る扶養控除に相当する控除等の適用を受けようとする居住者が給与所得者の扶養控除等申告書等に添付等をすべき書類の範囲に、電子決済手段等取引業者の電子決済手段の移転によって当該居住者から当該国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類等を加えることとする。(第73条の2関係)

(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する扶養控除等申告書等について適用する。(附則第7条関係)

- 6 給与所得者の保険料控除申告書について、次に掲げる事項の記載を要しないこととする。(第75条関係)

- (1) 申告者が生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合のこれらの者の申告者との続柄
- (2) 生命保険料控除の対象となる支払保険料等に係る保険金等の受取人の申告者との続柄

(注) 上記の改正は、令和6年10月1日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用する。(附則第8条関係)

- 7 株式等の譲渡の対価の受領者等の告知制度について、資金決済に関する法律に規定する特定信託受益権の譲渡の対価(金銭に限る。)の支払を受ける場合における国内に住所を有しない個人等が当該対価の国内における受領に関する委任契約を締結しているときの特例に係る当該対価の支払をする者の範囲に電子決済手段等取引業者を加えることとする。(第81条の20関係)

- 8 給与等の源泉徴収票及び公的年金等の源泉徴収票について、次の見直しを行うこととする。(第93条、第94条の2、第95条の3関係)

- (1) 提出省略範囲の見直しを行う。
- (2) 提出の特例の対象となる報告書の記載事項の細目を定める。

(注) 上記(1)の改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票について適用する。(附則第10条、第11条関係)

- 9 給与等の支払をする者が、その給与等の支払を受ける者からその給与等の源泉徴収票の交付に代えてその源泉徴収票に記載すべき事項の電磁的方法による提供についての承諾を得ようとする場合において、その支払をする者が定める期限まで

に当該承諾をしない旨の回答がないときは当該承諾があったものとみなす旨の通知をし、当該期限までに当該支払を受ける者から当該回答がなかったときは、当該承諾を得たものとみなすこととする。(第95条の2関係)

10 開業等の届出書について、事務所等に移転する場合のその提出先を納税地の所轄税務署長とするとともに、記載事項の簡素化を行うこととする。(第98条関係)

(注) 上記の改正は、令和8年1月1日以後の事業の開始等について適用する。(附則第13条関係)

11 その他所要の規定の整備を行うこととする。

12 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和5年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)